

第1話 「知らなかったでは済まない滅失登記申請」

解体したら必ず滅失登記しないと

固定資産税が発生し続けるってご存知ですか？

実は2年前に、
築40年以上もの古い空家を解体し、土地の価値を少し上げて売却したのですが
その土地の固定資産税負担がなくなった～！と思って喜んで過ごしておりました。

年明けの確定申告のときに改めて、評価証明証を確認してみたところ…愕然

なんと！ 手放した土地に、まだ建物があ～るではありませんか!!

な、な、なんと!!？ え、そんな事ってあるの～？(;'▽')

慌てて確認した所、
1区画だった土地を2区画に分筆し、新たな住所で売却した経緯もあって
建物の滅失登記が未処理だった事に誰も気づかなかったのです…

残念なことに、昨年はずでにない建物の固定資産税を支払ってしまったのでした(´;ω;`)ウゥ

これから空家などの解体を予定されている皆さ～ん、

解体した際には必ず「滅失登記申請」を法務局へ申請して下さいね！

これは持ち主さん本人が申請書類を提出すればよい簡単な手続きです。
または、解体業者にも事前に相談しておいて下さいね。

解体してそのままだと…

ないはずの家の固定資産税がず～っと発生し続けてしまうかもしれません。(;▽;)

分からない事があったら「麗加の家」に相談してみてくださいね！

